

令和4年4月1日

愛知県尾張旭市南本地ケ原町三丁目83番地
株式会社MARUWA
代表取締役 神戸誠

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、令和4年2月17日付合併契約書に基づき、令和4年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社MARUWA CERAMIC及び株式会社MARUWA QUARTZを消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和4年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 差止請求

各吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

各吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

各吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

各吸収合併消滅会社は、令和4年2月22日付で官報に公告を行うとともに、同日付で個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 差止請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、令和4年2月22日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は効力発生日をもって、各吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
令和4年4月1日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

事前開示書面

株式会社 MARUWA CERAMIC

令和4年2月22日

愛知県尾張旭市南本地ケ原町三丁目83番地
株式会社MARUWA CERAMIC
代表取締役 林春行

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、令和4年2月17日付合併契約書に基づき、令和4年4月1日を効力発生日として、当社を消滅会社、株式会社MARUWAを存続会社とする吸収合併を予定しておりますところ、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、以下のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
当社は新株予約権を発行していません。
5. 計算書類等に関する事項
 - (1) 吸収合併存続会社
 - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。
最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
 - ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、その内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 効力発生日までに上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項該当事項はありません。

以上

別紙

事前開示書面

株式会社 MARUWA QUARTZ

令和4年2月22日

福島県田村郡三春町大字熊耳字大平7番地1
株式会社MARUWA QUARTZ
代表取締役 神戸誠

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、令和4年2月17日付合併契約書に基づき、令和4年4月1日を効力発生日として、当社を消滅会社、株式会社MARUWAを存続会社とする吸収合併を予定しておりますところ、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、以下のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
当社は新株予約権を発行していません。
5. 計算書類等に関する事項
 - (1) 吸収合併存続会社
 - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。
最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
 - ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、その内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 効力発生日までに上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項該当事項はありません。

以上

別紙1

吸収合併契約



合併契約書

株式会社MARUWA（以下甲という）、株式会社MARUWA CERAMIC（以下乙という）及び株式会社MARUWA QUARTZ（以下丙という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲、乙及び丙は、甲を吸収合併存続会社、乙及び丙を吸収合併消滅会社として合併して、甲が乙及び丙の権利義務の全部を承継する。

2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

甲 商号 株式会社MARUWA

本店 愛知県尾張旭市南本地ケ原町三丁目8番地

（2）吸収合併消滅会社

乙 商号 株式会社MARUWA CERAMIC

本店 愛知県尾張旭市南本地ケ原町三丁目8番地

丙 商号 株式会社MARUWA QUARTZ

本店 福島県田村郡三春町大字熊耳字大平7番地1

（交付する金銭等）

第2条 甲は、乙及び丙の株式の全部を所有しているため、合併に際して乙及び丙の株主に対する甲の株式の交付及び割当てを行わないものとする。

（増加すべき資本金等）

第3条 甲が合併により増加すべき資本金等の額の取扱いは次のとおりとする。

①資本金の額 金ゼロ円

②資本準備金の額 金ゼロ円

（合併承認決議）

第4条 甲、乙及び丙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議をおこなうことを要する。

（効力発生日）

第5条 合併の効力発生日は令和4年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(権利義務全部の承継)

第6条 甲は、効力発生日において、乙及び丙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲、乙及び丙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙及び丙が協議のうえこれを実行する。

(従業員の処遇)

第8条 甲は効力発生日において、乙及び丙の従業員を引き継ぐ。ただし、従業員に関する取扱いについては、別に甲、乙及び丙の協議のうえ、変更することができる。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙及び丙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、第4条に定める承認が得られない場合、前条に従い本契約が解除された場合、または法令に定められた関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲、乙及び丙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙及び丙は写しを保有する。

令和 4 年 2 月 17 日

甲 愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目 8 3 番地
株式会社 MARUWA
代表取締役 神戸 誠



乙 愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目 8 3 番地
株式会社 MARUWA CERAMIC
代表取締役 林 春行



丙 福島県田村郡三春町大字熊耳字大平 7 番地 1
株式会社 MARUWA QUARTZ
代表取締役 神戸 誠

